

令和5年10月31日

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的協定適用
豚肉調製品（オーストラリアを原産地とするもの）
についての発動期間

関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）第7条の8第4項の規定に基づき、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的協定適用豚肉調製品（オーストラリアを原産地とするもの）について、同条第1項に規定する発動期間を下記のとおり公表する。

記

令和5年11月1日から令和6年3月31日まで